

これだけは知っておきたい 支援制度 ひとり親家庭の ために



経済的な助成や支援制度は、
お問い合わせのうえ、ご利用ください。

ひとり親家庭医療費助成制度

所得税非課税のひとり親家庭の方が、病気やけがのために病院などの保険医療機関で診療を受けた場合、医療費のうち保険適用分の自己負担額が助成されます。医療費の助成を受けるには、あらかじめ受給者証の交付を受けなければなりません。国保医療課・市民窓口センター・各窓口センターで申請してください。病院などの保険医療機関で診療を受ける場合は、交付されたひとり親家庭医療費受給者証を保険情報が確認できるもの（マイナ保険証・資格確認書）に添えて必ず窓口に提示してください。

対象となる方

四国中央市に住所があり、所得税非課税のひとり親家庭の母、もしくは父と児童（20歳未満）

※ただし、次のいずれかに該当する方は、対象外となります。

- ・生活保護法による医療扶助を受けている方
- ・国民健康保険や社会保険等、医療保険に加入されていない方

【お問い合わせ】国保医療課 ☎0896-28-6017

児童扶養手当

離婚などで父、または母と生計をともにしていない子どもや、父、または母が重度の障がい状態にある子どもを育てている方に支給される手当です。認定請求をした月の翌月分から手当の対象となります。手当の支給を受けるには、所得制限など要件があります。詳しくは、下記にご相談ください。



【お問い合わせ】こども家庭課 ☎0896-28-6027

自立支援教育訓練給付金支給制度

ひとり親家庭の母及び父の自立促進を図るため、就職に必要な教育訓練を受ける費用の一部を（受講料の60%上限あり）支給する制度です。対象講座など、支給要件があります。詳しくは、下記にご相談ください。

【お問い合わせ】こども家庭課 ☎0896-28-6027

高等職業訓練促進給付金等支給制度

ひとり親家庭の母及び父が専門的な資格を取得することにより、生活の安定を図るため、6か月以上の専門学校等に通う場合に、修業期間中の生活費相当額を助成する制度です。対象資格など、支給要件があります。また、支給期間や金額は制度改正により変動します。詳しくは、下記にご相談ください。

【お問い合わせ】 こども家庭課 ☎0896-28-6027

ひとり親家庭高卒認定試験合格支援給付金制度

ひとり親家庭の母又は父及びその児童が、学び直しにより自立や生活の安定を図るため、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、受講費用の一部を助成する制度です。対象講座など、支給要件があります。詳しくは、下記にご相談ください。

【お問い合わせ】 こども家庭課 ☎0896-28-6027

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭の母及び父(20歳未満のお子さんを扶養している配偶者のいない方)や、父母のいない20歳未満の子ども、及び寡婦の方が、経済的に自立した生活を目指すために、修学資金等を低利子、または無利子で借りられる制度です。詳しくは、下記にご相談ください。

【お問い合わせ】 こども家庭課 ☎0896-28-6027

母子・父子自立支援員がいます！

ひとり親家庭等で抱えている様々な悩みごとの相談相手となり、問題解決のお手伝いや、アドバイスをしています。お気軽にご相談ください。(相談時間は、8:30～17:15)

- ・離婚前相談、養育費取得や取決め方法に関する相談
- ・死別や離婚後のひとり親家庭の生活に関する相談全般
- ・利用できる各種手当、手続き、制度についての案内
- ・子どもの高校・大学などの修学費用や、ひとり親の技能習得費用、その他貸し付けに関する相談
- ・資格取得、職業訓練、就職活動に関する相談

【お問い合わせ】 こども家庭課 ☎0896-28-6027

※電話による相談も受け付けます。
※相談内容、個人の秘密は固く守られます。

